

【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の証明書類を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） <input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の証明書類を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、証明書類を提出しません。

○所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合

チェックを忘れずに

※（2）及び（3）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けている。

チェックがあれば、すでに提出してある個人番号カードの写しがありますので、今回は、あたりに書類を提出する必要はありません。ただし、就学支援金（授業料補助金）申請時に、(非)課税証明書を提出された方は、再度、令和3年度(非)課税証明書の写しが必要です。

【同意事項】

以下の内容

<input checked="" type="checkbox"/>	提出する証明書類のうち、「同等子儀就学支援金」の中請・届出において、岐阜県内の公立高等学校に提出している証明書類により確認されることに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	証明書類として個人番号カードの写し等を提出した場合、岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号を使用し地方税関係情報を取得することに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	高等学校等奨学給付金の受領口座について、学校に届け出済みの、授業料等・学校諸費支払に使用する金融機関等口座を使用することに同意します。

口座変更をしない場合はチェックしてください。チェックがない(口座変更する)場合、「様式5」の提出が必要ですので申し出てください。生徒に渡します。